

# 電力制限の実施

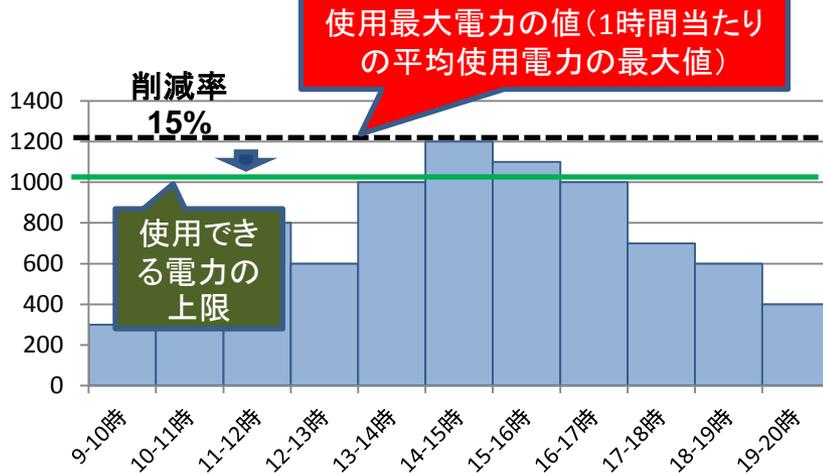
## 電力の需給状況の逼迫

電気事業法第27条による電力の使用制限の実施が電力需給対策本部により決定

### 使用制限の内容

#### 使用できる電力の上限

- 使用制限期間・時間帯における使用最大電力を、昨年夏の使用最大電力等(基準電力)の85%以内(削減率15%)に制限



図：昨夏の使用電力の1時間あたり最大値を記録した日の使用電力の推移

#### 対象となる施設

- 東北電力および東京電力供給区域内で契約電力500kW以上(使用制限期間中)の事業所

#### ※共同スキーム

- 同一の会社内の複数の需要設備あるいは同業・異業種の需要設備で共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを認めるスキーム
- 共同使用制限スキームの適用に当たっては、適用を受けたい日から起算して14日前までに経済産業局に提出し、経済産業大臣の確認を受けることが必要

# 水道施設の電力制限

## 電気事業法第27条による電力の使用制限の実施

- 通常の施設は15%の削減が必要であるところ、水道施設は削減率5%に緩和（経済産業大臣に制限緩和申請することが必要）
- また、消火栓で消火用水が使用されている、事故により他の水道施設の代替として稼働している等の場合は制限の対象外

### 水道事業者における対応

- 経済産業大臣に対する制限緩和申請

- 節電行動計画の策定

- 節電行動計画のフォローアップ

181施設

- 結果としてすべての施設において5%削減の義務を達成
- 水道事業の形態、地形の条件等により、削減率は5.3%から56.2%と大きく差があった